第25号様式（別表第１の20－シ関係）

 年　　月　　日

 　青森県知事　殿

 住　所

 管理者

 氏　名

エックス線装置廃止届

　エックス線装置を廃止したので、医療法第15条第３項及び医療法施行規則第29条第１項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院又は診療所 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒（電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ） |
| 廃止年月日 | 　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 廃止したエックス線装置等 | 製作者名 |  |
| 型式、台数 |  |
| 用途 | □直接撮影　□断層撮影　□ＣＴ撮影□透視撮影　□乳房撮影　□骨塩定量分析　□輸血用血液照射□歯科口内法撮影　□歯科用パノラマ断層撮影□移動用・携帯用（直接撮影・ＣＴ・透視・口内法撮影）□胸部集検用間接撮影　□治療用（表在治療用・深部治療用）□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 廃止後の装置等の処分方法 |  |
| 廃止後の使用室等の用途 |  |
| 担当者職氏名連絡先 | （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ）（Ｍａｉｌ） |

注意事項

１　「管理者の氏名」は、医療法第８条又は医療法施行令第４条の２第１項に基づく届出に記載された管理者氏名を記入すること。

２　「連絡先等」欄には、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の担当者の連絡先を記入すること。

３　提出先及び提出部数

（１）病院の場合

届出に係る病院の所在地を管轄する保健所（ただし、病院の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ東地方保健所又は三戸地方保健所）へ１部提出すること。なお、収受印を押印した副本の返戻が必要な場合には、併せて副本を１部提出すること。

（２）診療所の場合

届出に係る診療所の所在地を管轄する保健所へ１部提出すること。なお、収受印を押印した副本の返戻が必要な場合には、併せて副本を１部提出すること。（診療所の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ青森市保健所又は八戸市保健所へ問い合わせること。）

４　期日

　　廃止後10日以内に届け出ること。